

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和4年6月29日
【会社名】	名工建設株式会社
【英訳名】	MEIKO CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松野篤二
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ34F
【電話番号】	052-589-1501
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 高松一郎
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ34F
【電話番号】	052-589-1501
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 高松一郎
【縦覧に供する場所】	名工建設株式会社 東京支店 (東京都台東区台東三丁目28番8号) 名工建設株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区宮原四丁目1番6号) 名工建設株式会社 名古屋支店 (清須市枇杷島駅前東一丁目1番1号) 名工建設株式会社 静岡支店 (静岡市駿河区南町6番1号) 名工建設株式会社 甲府支店 (甲府市南口町6番15号) 名工建設株式会社 北陸支店 (金沢市広岡一丁目5番23号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

令和4年6月28日開催の当社第81回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和4年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更する。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、奥村由政、出口 彰、安藤陽一、高松一郎、石川正俊、丹羽慎治、松野篤二、落合 弘、川越正啓の9名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、安藤誠司の1名を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	216,079	160		（注）1	可決（99.9％）
第2号議案				（注）2	
奥村 由政	216,108	131			可決（99.9％）
出口 彰	216,042	197			可決（99.9％）
安藤 陽一	216,080	159			可決（99.9％）
高松 一郎	210,106	133			可決（99.9％）
石川 正俊	216,108	131			可決（99.9％）
丹羽 慎治	216,108	131			可決（99.9％）
松野 篤二	215,989	250			可決（99.9％）
落合 弘	216,108	131			可決（99.9％）
川越 正啓	216,063	176			可決（99.9％）
第3号議案				（注）2	
安藤 誠司	216,113	126			可決（99.9％）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。